

熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部  
改正について

熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のよう  
に改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例

熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和25年告示  
第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「820,000円」を「822,000円」に、「746,000円」を  
「748,000円」に、「676,000円」を「678,000円」に改める。

第5条第2項中「引続き」を「引き続き」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提出理由）

熊本市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市議会議員の議員報酬を改定するた  
め、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。